【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債

三　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債

三　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債

三　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法　に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債

三　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債等の振替に関する法律　に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債

（三　新設）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】

（改正後）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。）

（三　新設）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

**第三条の二**　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　資産流動化法に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。）

（改正前）

（新設）